

# ETC装置装着助成金交付要綱

平成21年5月14日制定  
公益社団法人新潟県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人新潟県トラック協会（以下「県ト協」という）が行う、ETC車載器装着に対する助成金（以下「助成金」という）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の通りとする。

- 1 「ETC装置」（以下「装置」という）とは、財団法人道路システム高度化推進機構「ETC車載器型式等登録規程」に基づき登録された製造者及びその製造者が製造し、登録した車載器をいう。
- 2 「セットアップ」とは、ETCを利用するために必要な車両情報等を車載器に登録し、車載器を利用可能にする作業をいう。

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、装置をあらたに購入して装着からセットアップまで行う県ト協の会員事業所（以下「会員」という）に対し、その購入費用の一部助成を行う。

## (助成の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、1車両当たり3,000円を助成する。

## (助成対象車両)

第5条 装置を装着する車両は、第3条に該当する会員が所有する新潟県内の事業所に登録している事業用貨物自動車とし、当該年度の4月1日から翌年の1月31日までにセットアップを完了し、支払が完了した装着車両とする。

## (交付申請)

第6条 セットアップ完了後、会員は、2月9日までに様式1のETC装置助成交付申請書（以下、「交付申請書」という）及び様式2装着車両内訳書（以下「内訳書」という）、並びにセットアップ証明書、請求明細書（写）、領収書（写）、自動車検査証（写）等県ト協が指定する書類を添付して申請しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 県ト協は、前条の交付申請書及び内訳書等の提出があったときは、速やかに審査し、その申請に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

但し、審査の際、提出された交付申請書及び内訳書等の内容に虚偽の事実が判明した場合は、その該当会員に対しては助成金を交付しない。

(財産の処分の制限)

第8条 会員は交付対象となった装置が1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保並びに他県への配置換え（以下「処分」という）に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告)

第9条 県ト協は、第3条の助成等に関して、申請会員に必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附則)

本要綱は、平成21年4月1日より適用する。

様式1 (第6条関係)

平成 年 月 日

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 様

住 所  
会社名  
代表者

㊞

**E T C装置装着助成金交付申請書  
(助成金交付請求書)**

E T C装置装着助成金交付要綱第6条に基づき、助成金の交付について下記の通り申請(請求)いたします。

記

1. 整理番号

～

2. 申請の内容 別紙内訳書のとおり

3. 申請金額 \_\_\_\_\_ 円

4. 添付書類

様式2 (装置関連助成申請内訳書)

請求明細書 (写)

領収書 (写)

自動車検査証 (写)

セットアップ証明書 (写)

5. 振込先銀行口座 銀行名: 銀行・信用金庫・信用組合  
支店名: 本店・支店  
預金種別: 普通・当座  
口座番号:  
フリガナ:  
口座名義:

6. 申請担当者 氏名:  
電話番号:

